

「第6回官製市場民間開放委員会」会議後記者会見録

平成 16 年 10 月 29 日（金）

12:28 ~ 12:36

永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 お待たせいたしました。ただいまより第 6 回「官製市場民間開放委員会」の記者会見を開催いたします。宮内議長、よろしくお願いいたします。

宮内議長 お聞き及びのとおりでございまして、ヒアリングということで、今日は中医協の在り方、病床規制、医薬品の一般小売店販売という、厚生労働省に対して混合診療以外で掲げております大きなテーマ 3 つを公開討論させていただきました。お聞き及びのとおりで中医協の在り方、これは大変なスキャンダルと言いますか、事件の後で、私どもとしては、かねてこれは指摘してまいった、おかしいという意味合いで申し上げてきたところへこういう事件が起こって、それをどのように変えていくかということについてのお話でございました。

お聞き及びのように、私どもの考え方からいたしますと、変えていくんだ、しかし、それを不祥事の当事者である中医協に任すのだという、論理矛盾、これはどうしてもそんなことでいいのだろうか、まずそういう変えていくメカニズム、やり方自身が問題ではないかと。どうしようにするのだという原案もできていない段階で批判するのも問題かもわかりませんけれども、この厚生労働省の考え方というものが非常にはっきりと私どもの考えと違うということが出てまいったのではないかと思います。

2 つ目の病床規制につきましては、これもまたかねて主張しておりまして、病床と病人とが正比例して増えるというお考えの下の需給調整でございますけれども、今日のお話でございましたように、需給調整をしておりますと、必ず矛盾が出てくるわけでありまして、いいところは不足し、悪いところは余ってくるというような状況が現に出ているようでございまして、患者の立場というようなことから考えますと、このままで放置できる問題ではないと。変えていこうというお考えは持っておられるわけでありまして、何かずれながら物事が動いているという感じがして仕方がないわけでございます。

3 つ目の医薬品の販売につきましては、これもすべての薬を見直すということで作業に入っておられると、そういう面では評価されるわけでありまして、基本的な考え方は今お聞きになられましたように、やはり薬効というものの分析から入っていくということになりますから、薬の持つ社会的な意味合い、消費者の立場というものをどれだけ勘案されるか。あるいは、現在既に色々な制度ができておりまして、特例販売業、それから配置販売業と、勝手に薬を売ることになっている行政と非常に矛盾しているというところから、実証的な形で整合性のある、しかも、消費者に向かった行政というものをどういうふうに構築されるか、非常にこれは成り行きが注目されるわけでございます。けれども、去

年医薬品という形でなく小売店で販売するようという小泉総理からの御指示から見ますと、鈴木代理がおっしゃったように、まさに 50 点ということで、50 点以上取ろうという意欲がおりになるのか、ないのか、ちょっと今日のところでは定かではなかったということでございまして、まだこれからこの 3 つの問題、すべて詰めて、どこまで合意点が出てくるか、これからの作業にすべてかかっていると。しかも、かなりハードルが高いなという感じで終わったわけでございます。

私からの感想は以上でございますが、鈴木さん、何かございますか。

鈴木議長代理 別にございませぬ。

司会 それでは、御質問のある方はどうぞ。

記者 今日の議論からずれますけれども、前回厚労省と混合診療について公開討論会されたときに、申入書を送られて、今月末が回答期限だということだったんですが、それについての回答というのは、何か出てきましたでしょうか。

宮内議長 まだです。

記者 今月末というと 31 日の日曜日になってしまうのですが、どうなのですか。

事務局 督促中です。

司会 ほかに御質問のある方いらっしゃいませんか。

記者 今後の混合診療も含めて、これらのテーマの進め方は、どのように考えておられますか。

鈴木議長代理 混合診療は、この前、御存じのように草刈主査の下でやっておりますから、それで 12 月の答申に向けてまとめていくということですよ。

それから、私がやっております、中医協、それから病床規制、薬の問題、これも 12 月に向けてとりまとめていくということに、御返事としては尽きます。

記者 今のお話なのですけれども、特に薬と病床については、検討が始まっているのだと厚労省は言っていて、それが 17 年度であり 18 年度であるのだということなのですが、12 月の時点でスケジュールの例はどういうように付けることになるのでしょうか。

鈴木議長代理 我々は決めたものを追認する機関ではないですから、だから、やっていこうとするものに対して、やっていこうと決めようとしておるから、まさに今が好機であるわけです。そのやっていこうというのに対して、こういう注文がありますというのが我々の仕事です。

ここが確かにおっしゃるような難しいところで、相手の方はそれぞれの研究会を立ち上げてやっておる。やっておるから、研究会の返事もないうちに勝手に決めてもらっては困ると研究会の人は言うでしょうね。

それに対して、厚生労働省とどのように詰めていくのかという問題です。かと言って我々が言っていることは、研究会がやるような細部の問題を議論しておるわけはなから、ポリシーの問題を議論しておるだけなのだから、そのポリシーの問題に対して細部が詰まらないと決まらないという問題ではないでしょうというのが我々のスタンスです。

したがって、研究会でやれそうなものはいいけれども、ここは決して逃してはならないポイントであるとして押さえてくれという話は、あらゆる研究会に関わってくる問題ではないかと考えます。

結果として、いやそこまで約束は残念ながらできませんという場合と、約束しましたと、研究会にそこは一つの基本条件としてやってくれというケースと、それぞれに分れるでしょうね。

宮内議長 もう一つは、期限を切るとかね。

司会 ほかに御質問ございませんか、なければ以上で記者会見を終了いたします。どうもお疲れ様でした。